

議第 6 4 号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されました。

同法を受け、呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）及び呉市都市計画税条例（昭和 3 2 年呉市条例第 3 号）の一部を改正し、令和 7 年 4 月 1 日に施行する必要がありますでしたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 軽自動車税

二輪車の車両区分の見直し

令和 7 年 1 1 月の排ガス規制の強化に伴い、今後、技術上、当該規制基準への適合ができない「総排気量が 0. 0 5 リットル以下」の原動機付自転車（以下「現行車両」といいます。）の国内メーカーによる生産は停止される見込みであり、これに代わり当該規制基準に適合する新基準の原動機付自転車（総排気量 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力 4. 0 キロワット以下）が生産されます。

これを受け、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）における原動機付自転車の区分が追加され、当該軽自動車税の年額が 2, 0 0 0 円（現行車両と同額）に設定されます。

なお、新基準の原動機付自転車の課税標識（ナンバープレート）は、これまで現行車両に用いられていた白色のものが使用されます。

(2) 固定資産税・都市計画税

ア 平成 3 0 年 7 月豪雨に係る特例措置の廃止

被災住宅用地等に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置（災害により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税を軽減する措置）が令和 7 年 3 月 3 1 日で廃止されることに伴い、所要の規定の整理をします。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の継続

地方税法における「わがまち特例」関連条項の改正により、現在、本市において当該特例の適用がある次の対象施設等の取得期限について、2 年間延長されることとなりました。本市においては、これまでと同一の特例率を適用することとします。なお、当該延長に伴う条例の改正はありません。

対象施設等	法が規定する特例の割合の基準又は範囲	特例率
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	3 分の 2 を参酌して、2 分の 1 以上 6 分の 5 以下	3 分の 2

(3) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い，関係規定の整理等を行います。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日